

一部事務組合等の取扱い(その2)について

一部事務組合等の取扱い(その2)について、次のとおり提出する。

平成16年6月24日提出

大野郡5町2村合併協議会
会長 芦刈幸雄

一部事務組合等の取扱い(その2)について

- 1 大野広域連合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務及び財産をすべて新市に引き継ぐ。また、大野広域連合の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。
- 2 野津町に係るごみ処理及びし尿処理に関する事務については、共同処理する方向で合併までに調整する。

平成16年7月8日確認 大野郡5町2村合併協議会